

第4次名古屋市子ども読書活動推進計画

～読書を通して、夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成～

【案】

名 古 屋 市

目 次

第1章	第4次計画策定にあたって	1
1	これまでの歩み	1
2	第3次計画の実施状況	1
3	子どもの読書の現状	3
4	子どもの読書活動を取り巻く環境の変化	4
5	今後の課題	7
第2章	第4次計画の基本的な考え方	9
1	計画の理念	9
2	計画の目的	9
3	計画の目標	9
4	基本的な方針	10
5	計画の期間	10
6	計画の対象	11
第3章	子ども読書活動の推進のための取組み	12
1	家庭における取組み	12
2	地域における取組み	14
3	学校等における取組み	16
	(1) 乳児期・幼児期（保育所・幼稚園等）における取組み	16
	(2) 小学校における取組み	18
	(3) 中学校・高等学校における取組み	20
	(4) 特別支援学校における取組み	22
4	図書館における取組み	24
5	推進体制維持・継続のための取組み	28
資料編		32

第1章 第4次計画策定にあたって

1 これまでの歩み

平成13年12月に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条において、市町村は、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないと定められています。これに基づき、本市では、平成19年4月に「名古屋市子ども読書活動推進計画」（以下「第1次計画」という）を、平成25年2月に「第2次名古屋市子ども読書活動推進計画」（以下「第2次計画」という）を、平成28年3月に「第3次名古屋市子ども読書活動推進計画」（以下「第3次計画」という）を策定しました。第3次計画では、「読書を通して、夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成」をキャッチフレーズとして、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。第3次計画が令和4年度末をもって満了するため、これまでの成果と課題を整理し、今後のさらなる子どもの読書活動の総合的・計画的推進のため、「第4次名古屋市子ども読書活動推進計画」（以下「第4次計画」という）を策定します。

この第4次計画は、平成31年4月に策定した「名古屋市教育振興基本計画」の個別計画として位置付けられるものです。

2 第3次計画の実施状況

(1) 第3次計画の目標達成について

(単位：%)

項目	区分	18年度 ※1	23年度 ※2	28年度 ※3	4年度	
					目標	実績
読書が好きな 子どもの割合	小学生	81.0	82.5	79.8	増	73.7
	中学生	72.7	75.7	74.2		71.8
	高校生	68.8	67.7	72.9		67.6
1か月に1冊も 本を読まない 子どもの割合	小学生	3.7	12.2	9.1	6.0	13.1
	中学生	23.3	19.4	24.5	17.0	23.6
	高校生	64.9	65.9	58.4	40.0	49.7

※1 第1次計画（平成19年度～平成23年度）策定時の実績値

※2 第2次計画（平成24年度～平成28年度）策定時の実績値

※3 第3次計画（平成29年度～令和4年度）策定時の実績値



(2) 第3次計画の主な事業実績について

ア 家庭・地域における子ども読書活動の推進

- ・読みたい本が見つかる図書リスト（「にじ色 本の宝箱 きっと見つかる！読みたい本」）を作成し、読書に興味を持つきっかけづくりを行いました。

- ・児童館やトワイライトスクールにおいておはなし会や読み聞かせ活動を行い、読書に慣れ親しむ機会の提供に努めました。

イ 学校等における読書活動の推進

- ・保育所、幼稚園等において、園内に絵本コーナーをつくり、子どもが絵本を読みたくなる環境をつくりました。
- ・小学校・中学校・高等学校において「朝の読書」活動を、特別支援学校においては読み聞かせを実施し、読書機会の提供に努めました。
- ・高等学校ビブリオバトルを実施し、子どもの読書意欲の向上に努めました。

ウ 図書館における子ども読書活動の推進

- ・自由研究講座・読書感想文講座を開催し、子どもが本を活用して主体的に学べるよう支援しました。
- ・外国語で書かれた絵本等の収集や「やさしい日本語」での利用案内、外国語によるおはなし会の実施等、外国人の子どもも本に親しめるよう努めました。

エ 関係機関の連携等

- ・民間企業等と共同で行事・講座を実施し、子ども読書活動を推進するための連携を図りました。
- ・鶴舞中央図書館に設置した「学校図書館連携窓口」により、学校図書館の課題解決を行い、また、「学習支援図書セット貸出」「特別支援教育資料貸出」を実施する等、連携を図りました。

3 子どもの読書の現状

(1) 小・中・高校生対象の読書実態調査（令和4年7月～10月実施）

令和4年度に名古屋市立小・中・高校生を対象に実施した読書実態調査によると、小学生の73.7%、中学生の71.8%、高校生の67.6%が、読書を「好き」、「どちらかというが好き」と回答しています。[33 ページ参照]

ひと月に1冊も本を読まなかった人に、その理由を尋ねたところ、小・中・高校生ともに「他のことをしている方が楽しいから」が1位、小・中学生は「本を読むことが好きではないから」が2位、高校生は「本を読む時間がないから」が2位となりました。[34 ページ参照]

学校司書に望むことを尋ねたところ、小・中学生ともにおすすめの本の紹介を望む声が多くありました。[36 ページ参照]

(2) 市政アンケート（令和4年6月～7月実施）

令和4年度に市民を対象に実施した市政アンケートによると、本を読むことが好きになったきっかけは、「自分の好きな本に出会ったから」と答えた人が56.0%と最も多く、次いで「本屋や図書館によく行ったから」が43.6%、「身近に本があり、すぐ読める環境だったから」が31.2%の順でした。[37 ページ参照]

また、子どもがもっと本を読むようになるためにはどうすればよいか尋ねたところ、「幼少期における読み聞かせの機会を増やす」と答えた人が64.0%と最も多く、次いで「幼少期から図書館や本屋に行く機会を増やす」が55.8%、「周りの大人が本を読む」が52.3%の順でした。[37 ページ参照]

加えて、幼少期に読み聞かせを受けた経験と読書の好き嫌いの関係を見ると、読み聞かせを受けた経験のある人ほど、読書好きの傾向がありました。[38 ページ参照]

(3) 関係団体等からの意見聴取（令和3年10月～12月実施）

第4次計画の策定にあたり、子どもの読書に関する団体等各方面から様々な意見をいただきました。身近な人が読書をし、読書を楽しむ姿を子どもに見せること、親による読み聞かせの機会や親子で読書に親しむ機会の継続が必要との意見がありました。また、子どもが興味を持てるような本の紹介や、鶴舞中央図書館等のティーンズコーナーはもっと宣伝してもよいと思うという意見もありました。[39, 40 ページ参照]

(4) なごっちフレンズへのアンケート調査（令和4年7月実施）

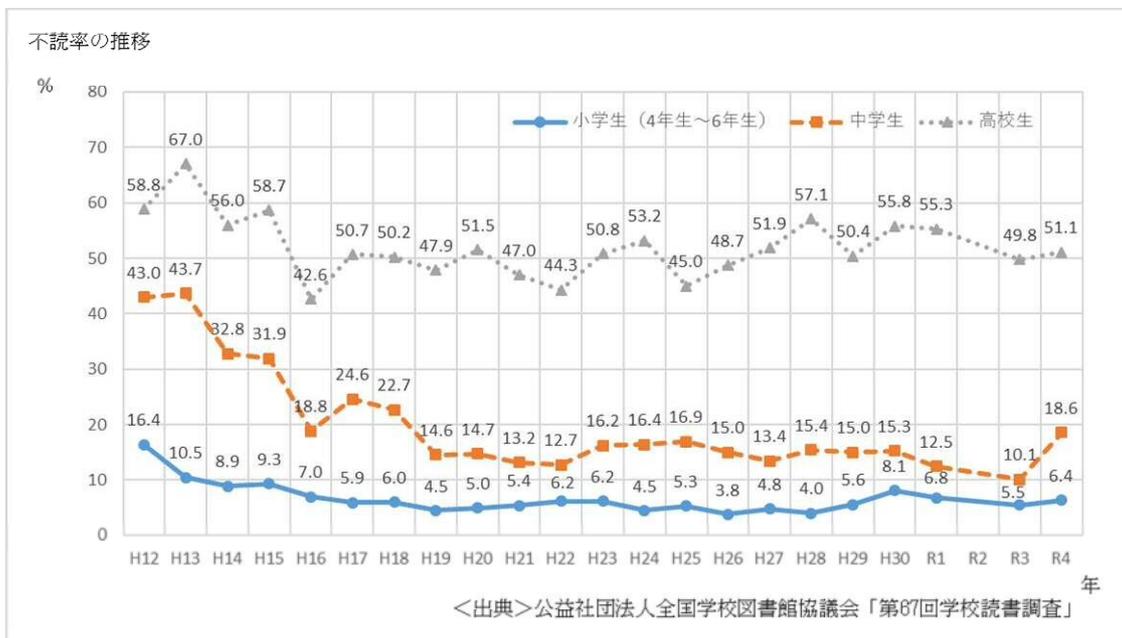
第4次計画の策定にあたり、なごっちフレンズ（市内在住または在学の小学5年生～高校生までを対象とした、身近な地域や名古屋のことを考え活動する子どもたちを応援する情報提供の制度）にアンケート調査を実施しました。本を読むことが好きになるために、どんな取組みをしてほしいか尋ねたところ、「図書館や学校の図書室に本を増やしてほしい」、「いろいろなジャンルの本を置いてほしい」、「おすすめの本を紹介してほしい」、「読み聞かせをしてほしい」といった意見がありました。また、本を読むようになるために、これからどんな取組みをしてほしいか尋ねたところ、「人気のある本は複数置いてほしい」、「きれいな本を置いてほしい」、「電子書籍を増やしてほしい」、「おすすめの本を紹介してほしい」といった意見がありました。

4 子どもの読書活動を取り巻く環境の変化

(1) 国の第4次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「第4次基本計画」という）の閣議決定

平成30年4月に閣議決定された第4次基本計画では、令和4年度に、小学生の不読率（1か月に1冊も本を読まない子どもの割合。以下同じ。）を2%以下、中学生の不読率を8%以下、高校生の不読率を26%以下とすることを目標にしています。この計画では、中学生の時期までの子どもについてはこれまで様々な読書活動推進に関する取組みが行われてきたこともあり、小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向にある一方で、高校生の不読率が依然として高い傾向にあるとされています。読書を行っていない高校生は、中学生までに読書習慣が形成されていないこと、高校生になり読書の関心度合いが低くなっていること、スマートフォンの普及等が

子どもの読書環境への影響を与えている可能性があることが課題として挙げられています。これら課題に対応するため、読書習慣形成に向けて発達段階ごとの特徴を考慮した取組みの実施、読書への関心を高めるためのきっかけ作りの充実、読書環境の変化に関する実態把握とその分析を行うこととしています。



（２）読書バリアフリー法の施行

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に、令和元年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称「読書バリアフリー法」）が施行されました。国及び地方公共団体は、視覚障害者等の利便性の向上に資するアクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）及びアクセシブルな電子書籍（デイジー図書、音声読上げ対応の電子書籍等）を充実させることや、円滑な利用のための支援の充実等、必要な施策を講ずることとされました。

（３）学習指導要領の改訂

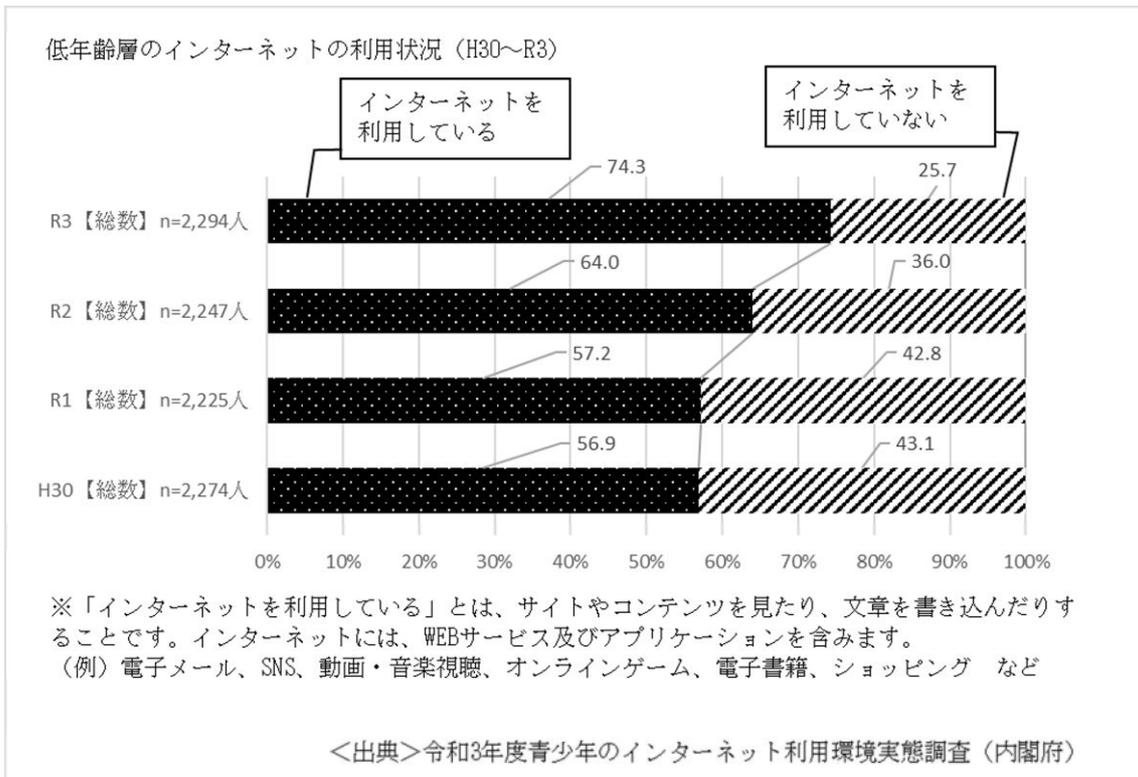
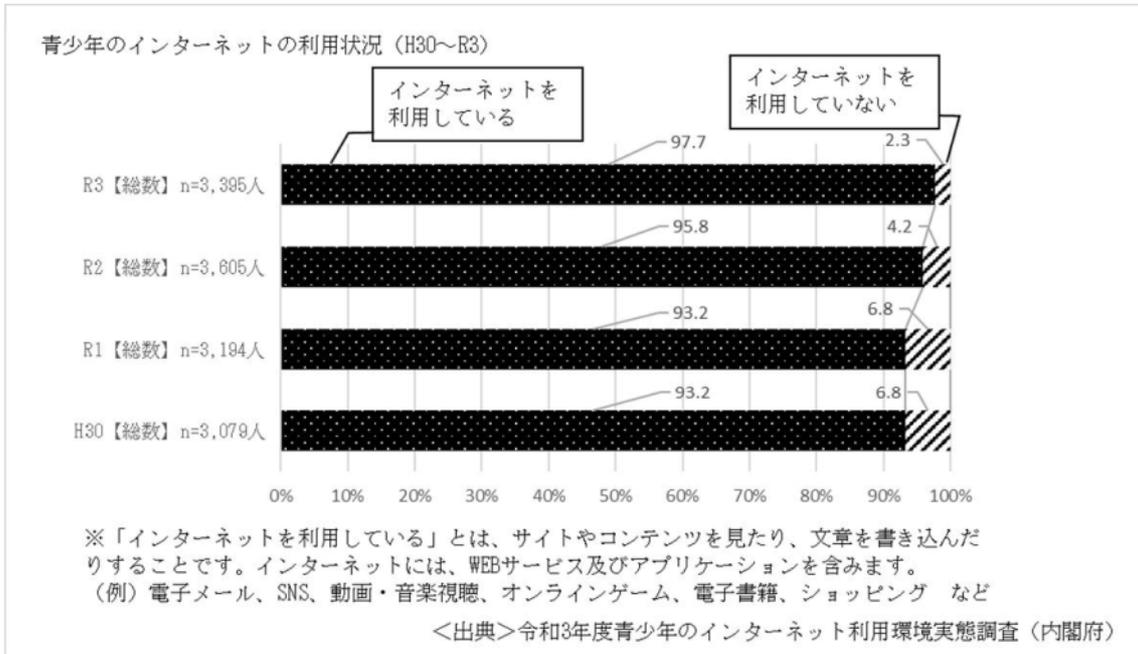
平成29年3月に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が、平成30年3月に高等学校学習指導要領が公示されました。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童及び生徒の言語活動を充実させることが規定されました。また、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童の自主的、自発的な読書活動を充実することも規定されました。

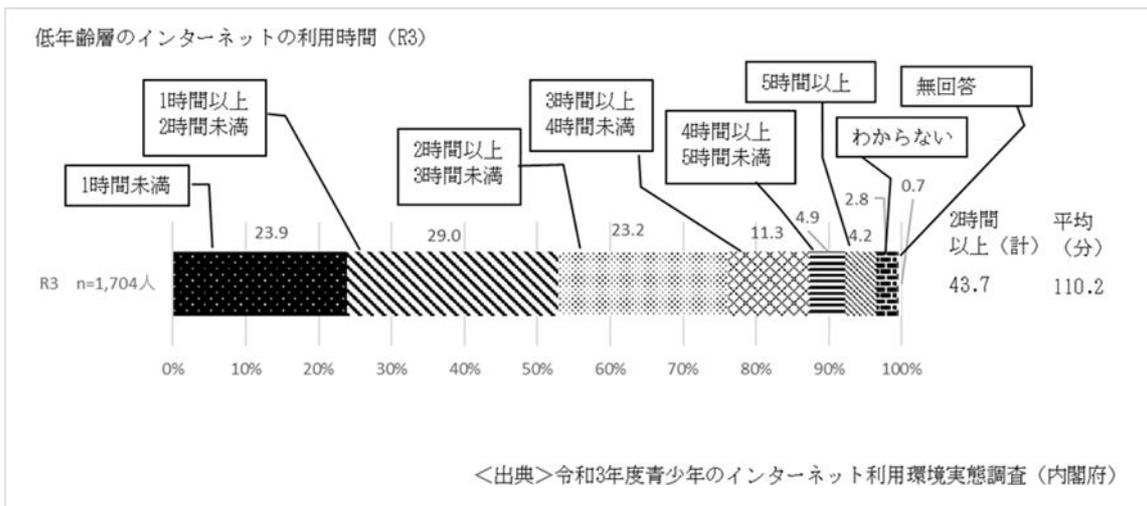
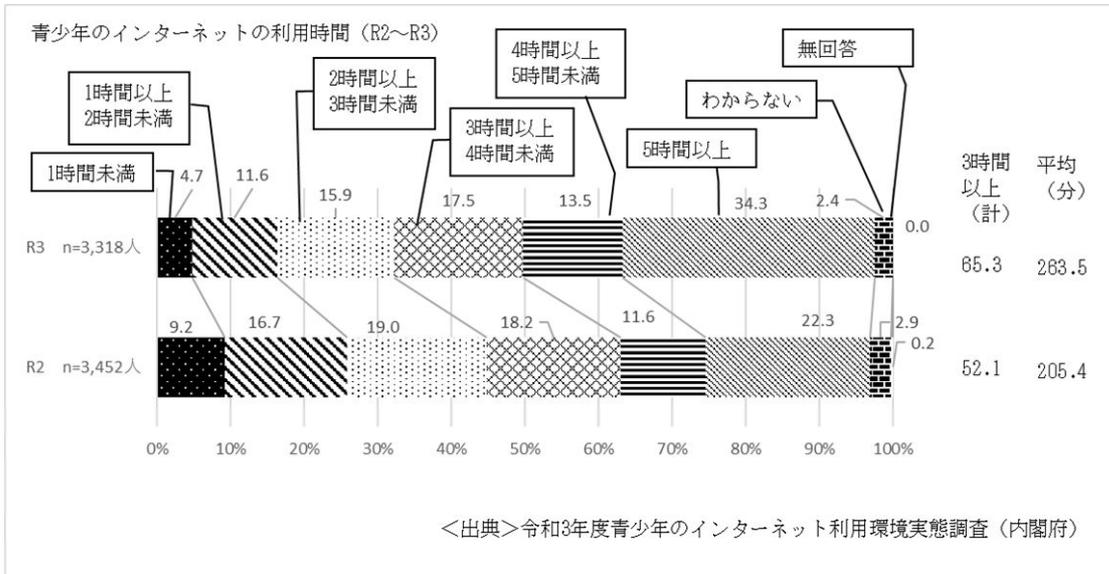
幼稚園教育要領では、絵本や物語に親しみながら、豊かな表現力を身に付け、言葉による伝え合いを楽しむことがねらいであると記されています。

(4) 情報通信手段の普及

近年、情報通信手段が急速に発達しており、子どもを取り巻く情報環境が大きく変化しています。令和3年度青少年のインターネット利用実態調査（内閣府）によると、青少年（満10歳から満17歳）のうち97.7%が、低年齢層（0歳から満9歳）の子どものうち74.3%がインターネットを利用しています。



「インターネットを利用する」と回答した青少年の、平日の1日あたりの平均利用時間は約4時間24分であり、低年齢層の子どもは、平日1日あたり約1時間50分の利用時間がありました。



利用内容は全年齢を通じて、「動画を見る」が最も割合が高い結果となりました。利用率、利用時間ともに年々増加しており、インターネット環境が子どもに身近になってきていることがわかります。この環境の変化は、子どもの読書環境に大きな影響を与えていると考えられます。

5 今後の課題

(1) 乳児期からの子どもの発達段階に応じた取組みの継続と大人への啓発の実施

学年があがるにつれて、1か月に1冊も本を読まない子どもの割合が増える傾向があります。読書習慣を身に付けるために、乳児期から高校生に渡るまで、継続的な取組みが必要です。子どもの発達段階に応じた効果的な取組

みを行うことで、子どもの読書活動を推進する必要があります。

また、子どもが読書に前向きに取り組むためには、周りの大人が読書を楽しむことが重要です。そのため、保護者等の大人に対しても啓発を行う必要があります。

(2) 家庭、学校図書館、図書館等における読書機会の確保

これまで、学校での取り組みとして朝読や読み聞かせを行ってきました。しかし、新学習指導要領の導入により、授業時間数の確保を行う必要があります。これまでと同様にそれらの時間を確保するのが困難な状況となってきました。

この状況を鑑みると、家庭、学校図書館、図書館等社会教育施設での取り組みが重要となってきました。

(3) 学校司書の拡充と学校図書館のさらなる環境整備と活用

子どもにとって一番身近で多くの本に触れることができる学校図書館は、読書好きな子どもを育てる上で、とても重要な役割を担っています。第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」が策定され、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数配備、学校司書の配置拡充等、学校図書館の一層の環境整備が求められています。学習活動の中で、学校図書館をより有効に活用することが必要です。

(4) 読書バリアフリー法への対応

視覚による表現の認識が困難な子どもに対して、障害の種類・程度に応じた配慮を行うため、様々な障害や特性に合わせた資料を収集することが必要です。

また、読書バリアフリー法に基づく計画については、担当部局とともに、策定していくことが必要です。

(5) 保育所・幼稚園等、学校、図書館、ボランティアの関係機関の連携

子どもの読書活動をより一層推進していくために、関係機関がその特性を活かしながら連携し、取り組みを推進する必要があります。また、ボランティアの育成等、子どもの読書活動の担い手の育成も求められています。

(6) 読書へのアプローチの変化

スマートフォンの普及や小・中学生に1人1台タブレットが配られる等、インターネットがより身近な存在になっています。従来であれば、調べものをするときも、紙の本を手に取り行っていました。現在では、スマートフォンやタブレットで検索することが、より身近な方法となっており、子どもの読書へのアプローチも大きく変化してきています。このことから、第4次計画期間中に、「読書」の捉え方を見直していく必要があります。

第2章 第4次計画の基本的な考え方

1 計画の理念

読書には、余暇の時間を楽しむ読書（主に絵本や小説等）と、知識習得や情報収集のための読書（主に図鑑や実用書等）があります。

余暇の時間を楽しむ読書は、想像力を育み、自分とは異なる立場の人の気持ちに触れることができ、本の世界に入ることによってその世界を疑似体験することができます。これらの経験は、実生活においても、相手の視点に立って物事を考え、人の気持ちを理解することに役立ちます。

知識習得や情報収集のための読書は、知識・教養を身につけることができ、文脈から正しく情報を読み取り、内容を把握する能力を養うことができます。このことは、様々な情報があふれる現代社会において、正しい情報の取捨選択を行うために必要不可欠なものです。

また、読書で得られた情報・知識を自分で咀嚼し、考える力を養うことも、その必要性が高まっていると思われます。

以上のように、子どもにとっては、円滑な人間関係を築いていくために、また、生きていく上で正しく判断をするために、どちらの読書も欠かすことのできない活動です。なお、これらの力は、紙の本だけではなく、電子メディアで文章を読むことでも育むことができると考えます。

第4次計画では、その上位計画である「名古屋市教育振興基本計画」の基本理念を受け、引き続き「読書を通して、夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成」をキャッチフレーズとして、第3次計画の施策を引き続き実施していくとともに、各関係機関が連携し、特に、乳児期から高校生までの子どもの発達段階に応じた継続的な取り組みの実施や読書バリアフリー法への対応等を行うことで、子どもの読書活動を推進していきます。情報通信手段が発達した現代においては、紙の本だけでなく、インターネットの利用、電子メディアで文章を読むこと等による読書活動も推進していきます。また、「ナゴヤ子ども応援大綱」も踏まえ、子どもの居場所づくり等に取り組んでいきます。

2 計画の目的

子どもが、生涯にわたる読書習慣と、読書を通じて、自ら考え、自ら判断する力、また、相手の視点に立って物事を考える力を身に付けることを目的に、読書活動を推進し、「夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子」の育成を図ります。

3 計画の目標

1か月に1冊以上本を読む子どもを増やします。

目的の達成に向け、上記の事項を目標とします。

子どもが習いごと、学習塾等のため、放課後の時間にゆとりがないこと、

スマートフォン等の普及により、動画の視聴等が増加することで、読書をする時間がますます減っていくことが予測されますが、取組みを実施することで、1か月に1冊以上本を読む子を増やしていきます。

第3次計画で目標としていた「読書が好きな子どもを増やすこと」は、子どもにより、「読書」の捉え方が様々になってきたことから、「読書が好き」という主観的なものではなく、客観的に把握できるものを指標とするため、成果指標は上記の事項1つとします。

4 基本的な方針

計画の目的と目標を達成するために、次のことを基本方針とし、本計画を推進していきます。

(1) 読書環境の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、まずはその読書環境が充実していることが肝要です。子どもがいつでも本を手にとることができ、自由に興味のある本を選べるように、紙の本だけではなく電子メディアも含めて環境を整え、また、子どもの読書活動を支える人材の育成にも努めます。

また、読書バリアフリー法や多文化共生社会を踏まえ、様々な状況にいる子どもが本に触れることができるような環境の整備を図ります。

なお、本計画期間中に、読書バリアフリー法に基づく計画が策定された場合には、その計画にも対応した取組みを実施していきます。

(2) 読書機会の提供と子ども読書活動への理解の促進

子どもが読書の楽しさにふれるため、発達段階に応じた読書機会の提供を行うよう努めます。読書に慣れていない子どもに対しては、読書に親しむきっかけとなるような取組みを行います。特に幼少期においては、子どもが大半を過ごす家庭での取組みを促進させるため、周りの大人が読書を楽しむ姿を見せる意義について啓発する等保護者へのアプローチにも努めます。

また、子ども読書活動についての関心と理解を深めるため、普及啓発活動に取り組みます。

(3) 子ども読書活動推進体制の維持・継続

市役所内の関係課だけではなく、ボランティア、民間企業、民間団体等と広く連携、協力し、横断的に取組みを進めていきます。また、子ども読書活動を推進していく担い手を育成し、様々な場面での協力を努めます。

5 計画の期間

令和5年度から令和10年度までの6年間とします。

6 計画の対象

子ども（概ね18歳以下）とします。

この計画では以下のように定義します。

※「読書」とは、「本を読むこと」をいいます。電子メディアで本を読むことも含みます。

※「子ども読書活動」とは、子どもが行う読書と、読み聞かせやブックトーク等の子どもが読書に親しみ読書習慣を形成していくための様々な取組みを含めた、活動全般をいいます。

第3章 子ども読書活動の推進のための取組み

1 家庭における取組み

<施策の方向>

家庭は、子どもが最初に接する場であり、生活習慣の形成に大きな影響を及ぼします。読書習慣を形成するためには、幼少期から積極的に取り組むことが重要です。そのため、子どもにとって一番身近な存在である保護者に、子どもの読書活動の重要性を理解してもらい、積極的に読書活動に関わってもらえるような働きかけを行います。これらの働きかけを行うことで、家庭で読み聞かせをしたり一緒に読書をしたりする等、家庭における読書活動を推進することで、子どもの読書習慣の形成を図ります。

◆具体的取組み

番号	事業	事業の内容	所管課等
1	読みたい本がみつかるリスト 〈拡充〉	子どもが興味を持っているもの（こと）を調査して、人気のあったテーマに関連した図書リストを電子データで作成し、小学生及び保護者へ配信します。親子で本を選ぶ際の参考となるよう、また、読書が苦手な子が読書に親しむきっかけとなるよう活用します。	生涯学習課 図書館

2	「親学」における親子読書のすすめ	<p>1) パンフレット等による情報発信〈拡充〉 パンフレット「親学」やPTA機関紙等を活用して、読み聞かせ等の親子で読書することの大切さや楽しさについて発信し、より多くの家庭に情報が届くよう一層取り組みます。</p> <p>2) PTA研修会等での啓発 PTAの研修会等において、読書の大切さや本の楽しさ等を伝える講演会を行います。また、親学推進協力企業に対してメール等でおすすめ図書を紹介や親子読書に関する啓発記事を配信し、働いている保護者への啓発を図ります。</p> <p>3) インターネット講座の配信〈拡充〉 市民に身近な動画サイト等を利用して、読み聞かせ等のインターネット講座や体験活動を配信します。コンテンツの更新や追加を行い、保護者が読み聞かせ等について手軽に学ぶ場を提供します。</p>	生涯学習課
3	「ファミリーデーなごや」における親子読書活動推進〈拡充〉	<p>大勢の親子が参加する「ファミリーデーなごや」において、親子で親しむことができる本の紹介、読み聞かせの良さを伝える動画の配信、自由に本を読むことができるブースの設置等を企画して、親子で読書する大切さや楽しさについて発信します。</p>	生涯学習課 図書館 (関係各課)
4	「なごやっ子読書月間」における普及、啓発活動の実施〈拡充〉	<p>「子ども読書の日」(4月23日)に加え、引き続き10月23日を「なごやっ子読書の日」と定め、10月を「なごやっ子読書月間」として、各図書館、学校、地域等で、読書の重要性や意義について、啓発活動の充実に取り組みます。</p> <p>様々な機関・団体と連携しながら、啓発イベントが、より魅力的なイベントとなるよう取り組みます。</p>	生涯学習課 図書館 指導室
5	家読(うちどく)の普及、啓発活動の実施〈新規〉	<p>家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆が一層深まることを目指す活動である「家読(うちどく)」や、周りの大人が読書を楽しむことの意義・効果の普及、啓発活動に取り組みます。</p>	生涯学習課 図書館

2 地域における取組み

<施策の方向>

地域には、保健センター、児童館、トワイライトスクール、生涯学習センター等子どもと接する施設が数多くあります。それぞれの施設において、関係機関と連携しながら、発達段階に応じた子ども読書活動の取組みを推進します。

◆具体的取組み

番号	事業	事業の内容	所管課等
1	はじめての本との出会い事業の実施	<p>1) 絵本の紹介冊子の配付 保健センターで実施される乳幼児健診において、保護者に図書館が作成した絵本の紹介冊子を配付し、子どもが乳児期・幼児期から読書に親しむことの大切さを啓発します。</p> <p>2) 読み聞かせ等の実施 保健センターで実施される乳幼児健診において、親子に図書館の読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせを実施し、親子と一緒に読書を楽しめる機会を提供します。併せて図書館の登録申込書等を配付し、図書館利用の拡大を図ります。</p>	図書館 子育て支援課
2	児童館での乳幼児・保護者向けおはなし会等の開催	乳幼児とその保護者向けのおはなし会を開催する等、児童館における子どもの読書活動に取り組みます。	青少年家庭課
3	トワイライトスクール等での読書機会の提供	トワイライトスクール等の体験活動において、地域のボランティアや高学年児童等による読み聞かせ活動、子どもが読書に慣れ親しむための読書活動を実施します。また、要望に応じて、図書館が地域協力員（AP）等ボランティアへの読み聞かせ講座等を実施します。	放課後事業推進室 図書館
4	土曜学習における読書活動の実施	名古屋土曜学習プログラムにおいて、各体験活動の参考図書や関連図書を紹介する等、学びを深めるとともに、学びの広がりも促し、子どもの興味・関心が高まる機会を捉えた読書へのきっかけづくりを行います。	生涯学習課

5	親子で楽しむ読書講座の開催	各生涯学習センターにおいて、読み聞かせの講座等、子ども読書関連の講座・事業を開催します。	生涯学習課
---	---------------	--	-------

3 学校等における取組み

(1) 乳児期・幼児期（保育所・幼稚園等）における取組み

<施策の方向>

保育所・幼稚園等は、子どもが初めて集団生活を行う場であり、多くの時間を過ごす場所です。絵本の読み聞かせを通して、物語に触れる楽しさを味わえる機会を提供し、幼少期からの読書習慣の形成を図ります。

また、保護者に対しても、子どもが本に触れる大切さを伝え、家庭での読書活動につながるよう努めます。

◆具体的取組み

番号	事業	事業の内容	所管課等
1	絵本等の読書環境づくり	1) 絵本等の収集 絵本や紙芝居の蔵書を収集することで、子どもが好きな本を選ぶ幅を広げ、子どもの好奇心と読書をつなげるきっかけをつくりま す。 2) 図書コーナーの整備 園内の一角に絵本コーナーをつくること で、子どもが絵本を手にとって読んでみる気 になるような環境をつくりま す。	指導室 保育運営課
2	読み聞かせ等の実施	保育所・幼稚園等の保育者や保護者ボラン ティア等による読み聞かせを行い、絵本や紙 芝居を見る楽しさや、お話を聞く楽しさを味 わえる機会を提供します。	指導室 保育運営課

3	<p>保護者が読み聞かせの大切さに気づく機会の提供</p>	<p>1) 保護者の読み聞かせの体験の提供 保育者やボランティアによる子どもへの読み聞かせの場面に保護者も参加することで、絵本の楽しさを子どもと共感したり、子どもに読み聞かせをしたりする体験を提供します。</p> <p>2) 読み聞かせの実技講習や相談の実施 保育所の地域子育て支援センターや子育て支援事業実施園において、子どもの発達段階に合わせた絵本の選択や読み聞かせの技術的な方法に関する実技相談を実施します。</p> <p>3) 絵本リストの情報提供 子どもの発達段階に合った絵本を選択することができるように、園内の蔵書やバックナンバーを整理して一覧表を作成し、情報提供を行います。</p> <p>4) 保護者との連携 市立幼稚園において、PTAと協力して絵本の貸出しや読み聞かせの会を実施します。また、家庭での読み聞かせをすすめるため、季節や年齢に応じたおすすめ絵本を紹介したり、保護者が子どもと一緒に絵本を選んで借りたりする取組みを実施するとともに周りの大人が読書を楽しむことの意義・効果の普及、啓発活動に取り組みます。</p>	<p>指導室 保育運営課</p>
---	-------------------------------	---	-----------------------------

(2) 小学校における取組み

<施策の方向>

小学生は、自由に読書を楽しみ、様々な本に触れる中で、自主的・自発的な読書習慣を形作る重要な時期です。全ての学習の基盤となる言語能力や集中力を育むため、読書活動に取り組む必要があります。

引き続き、学校の授業の中では、絵本や小説を読む読書だけでなく、情報を活用するための読書を促し、学びを深めることにつなげます。

また、学校における読書活動を支える学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」としてその役割を充分発揮できるよう、また、子どもにとって居心地のよい居場所となるよう、学校図書館の運営体制を整えます。

◆具体的取組み

番号	事業	事業の内容	所管課等
1	学校図書館の整備	<p>1) 蔵書の収集 子どもの意見を取り入れながら選書するとともに、学校図書館の蔵書数が図書標準に達するよう努めます。また、学校図書館へ新聞を複数配備し、授業で活用するよう努めます。</p> <p>2) 蔵書のデータベース化 蔵書のデータベース化に引き続き取り組みます。</p> <p>3) 外部人材の活用 地域のボランティア等の協力によって、蔵書整備や本と子どもをつなぐ学校図書館の運営に取り組みます。また、学校からの要望に応じて、図書館による外部人材向けの研修等を行います。</p> <p>4) 学校図書館のICT環境の整備<拡充> タブレット端末を活用した探究学習や電子書籍の利用等ができるよう、ICT環境の整備に努めます。</p>	指導室 図書館
2	学校司書の配置<拡充>	<p>学校図書館に学校司書を配置し、蔵書の整備、開館時間の拡大、読み聞かせ等読書活動を実施します。また、各教科等の指導に関する支援等の充実を図ります。</p>	指導室

3	読書活動の実施	<p>1) 読書意欲の喚起 学校生活において、「朝の読書」や読み聞かせ等の活動を促進します。また、読み聞かせと併せてブックトーク等を行うことにより、読書に対する子どもの興味・関心をより高められるように取り組みます。</p> <p>2) 「本の帯コンクール」の実施 より多くの子どもが読書に興味・関心を持つことができるよう「本の帯コンクール」を実施し、子どもの読書意欲の向上に努めます。また、入賞作品は全区の市立図書館で巡回展示します。</p> <p>3) 外部人材の活用 地域のボランティア等の協力によって、読み聞かせやブックトークを実施します。学校からの要望に応じて図書館による研修等を行います。</p>	指導室 図書館
4	「なごやっ子わくわくブックネット」の取り組み 〈新規〉	<p>図書館司書による本の紹介文や動画、おすすめ図書リスト等を定期的に配信することにより、子どもの読書活動の機会充実及び習慣化の促進を図ります。</p>	指導室 図書館

(3) 中学校・高等学校における取組み

<施策の方向>

中学校・高等学校における取組みは、生涯にわたる読書習慣を身につけるため重要な段階です。年齢が上がるにつれて不読率が上昇する傾向があることから、小学生と同様に読書活動の推進に努めつつ、ビブリオバトルを引き続き実施し、様々な本に触れ、読書の幅を広げる取組みを実施します。

引き続き、学校の授業の中では、小説を読む読書だけではなく、情報を活用するための読書を促し、学びを深めることにつなげます。

また、小学校と同様に中学校・高等学校においても読書活動を支える学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」としてその役割を充分発揮できるよう、また、子どもにとって居心地のよい居場所となるよう、学校図書館の運営体制を整えます。

◆具体的取組み

番号	事業	事業の内容	所管課等
1	学校図書館の整備	<p>1) 蔵書の収集 子どもの意見を取り入れながら選書するとともに、学校図書館の蔵書数が図書標準に達するよう努めます。また、学校図書館へ新聞を複数配備し、授業で活用するよう努めます。</p> <p>2) 蔵書のデータベース化 蔵書のデータベース化に引き続き取り組みます。</p> <p>3) 外部人材の活用 地域のボランティア等の協力によって、蔵書整備や本と子どもをつなぐ学校図書館の運営に取り組みます。また、学校からの要望に応じて、図書館による外部人材向けの研修等を行います。</p> <p>4) 学校図書館のICT環境の整備<拡充> タブレット端末を活用した探究学習や電子書籍の利用等ができるよう、ICT環境の整備に努めます。</p>	指導室 図書館
2	学校司書の配置<拡充>	<p>学校図書館に学校司書を配置し、蔵書の整備、開館時間の拡大、読み聞かせ等読書活動を実施します。また、各教科等の指導に関する支援等の充実を図ります。</p>	指導室

3	読書活動の実施	<p>1) 読書意欲の喚起 学校生活において、「朝の読書」やブックトーク等を行うことにより、読書に対する子どもの興味・関心をより高められるよう取り組みます。</p> <p>2) 「本の帯コンクール」の実施 より多くの子どもが読書に興味・関心を持つことができるよう「本の帯コンクール」を実施し、子どもの読書意欲の向上に努めます。また、入賞作品は全区の市立図書館で巡回展示します。</p>	指導室 図書館
4	「なごやっ子わくわくブックネット」の取り組み 〈新規〉	<p>図書館司書による本の紹介文や動画、おすすめ図書リスト等を定期的に配信することにより、子どもの読書活動の機会充実及び習慣化の促進を図ります。</p>	指導室 図書館
5	「ビブリオバトル」の実施	<p>読書に興味・関心を持つことができるよう「ビブリオバトル」を実施し、子どもの読書意欲の向上に努めます。また、チャンプ本を図書館のホームページで紹介する等、学校と図書館が連携して読書活動に取り組みます。</p>	指導室 図書館

(4) 特別支援学校における取組み

<施策の方向>

各学校では、子どもにとって居心地のよい居場所となるよう、学校図書館を整備するとともに、子どもの発達段階に応じた指導や読み聞かせ等に取り組めます。

また、学校の授業の中では、絵本や小説を読む読書だけではなく、情報を活用するための読書を促し、学びを深めることにつなげます。

特別な支援を必要とする子どもが豊かな心を育めるよう、関係機関と連携しながら、読書活動の推進を図ります。

◆具体的取組み

番号	事業	事業の内容	所管課等
1	学校図書館の整備	<p>1) 蔵書の収集 子どもの意見を取り入れながら選書するとともに、子どもが自由に本を選び、知識や豊かな心を育むよう、蔵書の収集をします。</p> <p>2) 館内整備 子どもが本を手にとって読んでみようと思うような環境整備を進めます。</p> <p>3) 外部人材の活用 地域のボランティア等の協力によって、蔵書整備や本と子どもをつなぐ学校図書館の運営に取り組めます。また、学校からの要望に応じて、図書館による外部人材向けの研修等を行います。</p> <p>4) 学校図書館のICT環境の整備<拡充> タブレット端末を活用した探究学習や電子書籍の利用等ができるよう、ICT環境の整備に努めます。</p>	指導室 図書館
2	学校司書の配置<拡充>	学校図書館に学校司書を配置し、蔵書の整備、開館時間の拡大、読み聞かせ等読書活動を実施します。また、各教科等の指導に関する支援等の充実を図ります。	指導室
3	読書活動の実施	読書の楽しさを味わえるように、教員、図書館司書、ボランティア等による読み聞かせやおはなし会等を実施します。	指導室 図書館

4	<p>「なごやっ 子わくわく ブックネッ ト」の取組 み 〈新規〉</p>	<p>図書館司書による本の紹介文や動画、おす すめ図書リスト等を定期的に配信すること により、子どもの読書活動の機会充実及び習 慣化の促進を図ります。</p>	<p>指導室 図書館</p>
---	---	---	--------------------

4 図書館における取組み

<施策の方向>

図書館は、豊富な蔵書の中から子どもが自由に読みたい本を選ぶことができ、読書の楽しさを知ることができる場所であり、子ども読書活動の推進においては欠かすことができない施設です。様々な施策を実施し、子どもでにぎわう図書館づくりに努めます。また、子どもだけではなく、保護者に対しても取組みを展開し、関係機関と連携しながら子ども読書活動を推進します。

◆具体的取組み

番号	事業	事業の内容	所管課等
1	読書環境づくりの取組み	1) 児童書等の収集 子どもや保護者のニーズ等を踏まえながら、児童書等を収集します。また、文字・活字の読書につながるような、漫画で表現された本等の収集にも取り組みます。 2) 電子書籍サービスの提供〈拡充〉 子どもがいつでもどこでも気軽に読書に親しめるよう、電子書籍サービスを提供します。	図書館
2	本との出合いの場の創出 〈拡充〉	子どもと本の出合いの場を増やすため、機動力を活かした小型の自動車図書館、地域で運営する協働運営ポイント、各種イベントへの参加、医療機関等への団体貸出等により、図書館以外でも子どもと本をつなぐ場の拡大に取り組みます。	図書館

3	読書バリアフリー法に基づく、障害児向けサービスの充実 〈拡充〉	<p>1) 障害や特性に合わせた資料の収集 読書バリアフリー法に基づき、点字図書や録音図書のほか、マルチメディアデージー図書やL1ブック等、様々な障害や特性に合わせた資料を収集します。</p> <p>2) 電子書籍サービスの提供 文字拡大や文字色反転、音声読み上げ等の機能を備え、来館せず利用できる電子書籍サービスの提供を通じて、障害のある方が利用しやすい環境を整備します。</p> <p>3) 「特別支援教育資料貸出」の充実 小・中学校の特別支援学級、特別支援学校向けに実施している「特別支援教育資料貸出」の資料をより一層充実させます。</p>	図書館
4	多文化共生の取組み	<p>1) 外国語で書かれた絵本等の収集 日本語を日常的に話すことの少ない外国人の子どもが読書を楽しめるように、また、日本人の子どもの多文化理解を助けるために、外国語で書かれた絵本や児童図書の収集・提供に取り組みます。</p> <p>2) 「やさしい日本語」での利用案内の作成 外国人の子どもやその保護者が図書館を利用しやすいように、「やさしい日本語」の利用案内を作成します。</p> <p>3) 外国語によるおはなし会の実施 外国人の子どもが本を楽しめるよう、また、日本人の子どもの多文化理解を助けるために、ボランティアと連携して外国語によるおはなし会を実施します。</p>	図書館
5	図書館司書に対する研修の実施	<p>児童向けサービスの研修を実施し、読み聞かせの手法、的確な資料の提供や読書に関する相談に応じられるようにします。</p>	図書館
6	ボランティアの育成・派遣 〈拡充〉	<p>養成講座、ステップアップ講座により、読み聞かせボランティアを養成し、保健センター、学校等からの要請に応じて派遣します。また、紙の本をコンピュータ等で読めるようテキストデータ化するボランティア等、新たなボランティアの育成に取り組みます。</p>	図書館

7	子ども向け 行事・読書 情報の提供	<p>1) おはなし会の開催や読書相談等の実施 おはなし会をはじめとした子ども向け行事、子どもへの読書相談やレファレンスを実施し、子どもがより図書館を利用し、読書に親しめる機会を提供します。</p> <p>2) 新刊案内・図書リスト等の作成・配布 新刊案内をはじめ、読書についての情報を盛り込んだPR紙や年齢別の基本図書リスト（児童図書選定懇談会の協力による『選定児童図書目録』を含む）を発行し、個人や学校等各関係機関に配布し、子どもがもっと図書館を利用し、読書に親しめるように、情報を発信します。</p>	図書館
8	乳幼児・保 護者向け講 座の開催	乳幼児を対象とした絵本の紹介や読み聞かせ等の講座を開催することにより、乳幼児とその保護者に、親子で触れ合い、絵本を楽しんでもらう機会を提供します。	図書館
9	中学生・高 校生に向け た読書活動 推進の取組 み 〈拡充〉	中学生・高校生と協働して、中学生・高校生が読書・図書館に親しめるような事業を実施し、中学生・高校生にとって魅力ある図書館づくりに努めます。また、SNS等を通じて、読書や図書館の魅力を発信します。	図書館
10	図書館で宿 題おうえん	自由研究講座の開催や、調べ学習のヒントになるツールの作成等により、狭義の読書にとどまらず、子どもが本を活用して主体的に学べるよう支援します。	図書館
11	読書通帳の 配布	幼少期から成人まで、一生涯の読書を簡単な形で記録できるような読書通帳を作成、配布し、幅広く読書に親しめるようにします。	図書館
12	子ども司書 〈新規〉	小・中学生を対象に、図書館でのお仕事体験や、バックヤードツアーを実施する等、より図書館や読書に興味や親しみを感じてもらえる機会を提供します。	図書館
13	ホームペー ジ等による 読書情報の 発信 〈拡充〉	図書館ホームページ内の子どもページやティーンズページ、SNS等で、ブックリストや広報誌の掲載、各図書館の児童コーナー、ティーンズコーナーの紹介、読書に関する情報発信を行います。	図書館

14	広報の実施 〈拡充〉	<p>広報、ホームページ等において、子どもの読書活動に関する情報等を積極的に発信します。計画初年度には子ども読書アンバサダーを任命します。また、民間企業・団体等と「子ども読書の日」等をPRして、子ども読書活動について広く広報します。</p>	<p>図書館 生涯学習課 (関係各課)</p>
15	民間企業・ 団体との連 携	<p>民間企業・団体と共同イベントを開催する等、子ども読書活動を推進するための連携を図ります。また、「なごやほんでキフ倶楽部」の寄附の仕組みを活用し、子ども向け図書をはじめとした子どもの読書環境の整備に努めます。</p>	<p>図書館</p>

5 推進体制維持・継続のための取組み

<施策の方向>

市役所内の関係課だけではなく、民間企業・民間団体といった関係者と連携、協力し、子ども読書活動を推進します。図書館に「学校図書館連携窓口」を引き続き設置し、保育所・幼稚園等、学校図書館と連携し、子どもの読書環境づくりに努めます。同時に、子ども読書活動を支える担い手の育成にも努めます。

また、寄附や教育基金を活用し、引き続き資金面からも推進体制を継続します。

◆具体的取組み

番号	事業	事業の内容	所管課等
1	名古屋市子ども読書活動推進会議	本計画を推進していくための庁内の関係部局等による課長級会議により、相互連携や情報交換、計画の進捗状況の管理等を行います。	生涯学習課
2	図書館司書と保育士、幼稚園教諭との協力	1) 啓発チラシの配布 保育所・幼稚園等向け読書啓発チラシを図書館が配付します。 2) 読み聞かせの支援 保育所・幼稚園等での絵本の紹介や読み聞かせを図書館が支援します。 3) 保護者向けメールの配信 絵本の紹介や読書啓発を内容とした保護者向けメールを配信します。 4) 団体貸出の実施 図書館が保育所・幼稚園等向けのおすすめ本を選定し、団体貸出を実施します。	図書館 指導室 保育運営課

3	「学校図書館連携窓口」の取り組み	<p>1) 保育所・幼稚園等向けのおすすめ絵本セットの貸出、リストの提供 〈新規〉 保育所・幼稚園等向けのおすすめ絵本セットを作成し、貸出しやリストの提供を行います。</p> <p>2) 学習支援図書セットの貸出 〈拡充〉 子どもの学習・読書活動をより豊かにするために、「学習支援図書セット貸出」の資料をより一層充実させ、学校からの求めに応じ、貸し出します。</p> <p>3) 特別支援教育資料の貸出 〈拡充〉(再掲) 小・中学校の特別支援学級、特別支援学校向けに実施している「特別支援教育資料貸出」の資料をより一層充実させ、学校からの求めに応じ、貸し出します。</p> <p>4) 学校司書への支援 〈拡充〉 図書館運営や資料の選定に関する相談受付や情報提供等を通じて、学校司書を支援します。</p> <p>5) 学校図書館への支援 図書館司書が学校図書館の蔵書構成や図書のレイアウト等を提案し、学校図書館の魅力を向上させます。</p> <p>6) ブックホスピタル事業の実施 図書修理と図書修理方法の伝授により、学校図書館の環境整備を支援します。</p> <p>7) 図書リスト等の提供 よりきめ細かい読書指導のため、図書館が、学校図書館で図書を購入する際の参考リストや教科書で紹介されている図書のリストを作成し、情報提供します。</p>	図書館 指導室 保育運営課
4	学校図書館への支援	学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を充分発揮できるよう、学校図書館に関わる人材の育成や物・人・情報のネットワークの構築等の学校図書館の支援方法について、検討会議等を開催し、調査研究します。	生涯学習課 指導室 図書館
5	団体貸出による支援	団体貸出による読書活動や調べ学習への支援を実施し、子どもの読書活動をより効果的に実施します。	図書館 指導室

6	図書館訪問、職場体験活動への支援	小学生の図書館見学や図書館訪問、中学生・高校生の職場体験活動を支援し、有意義なものとなるよう取り組みます。	図書館 指導室
7	ブックトークや読み聞かせの派遣事業の実施	図書館司書によるブックトークや読み聞かせの派遣事業を希望する学校等で実施できるように努めます。	図書館 指導室 保育運営課
8	教育基金の子ども読書活動への活用	教育基金の仕組みを活用し、子ども読書活動等、子どもの教育振興に賛同する市民からの寄附金等を集め、子ども向け図書を収集します。	企画経理課 生涯学習課 図書館
9	はじめての本との出会い事業の実施（再掲）	1) 絵本の紹介冊子の配付 保健センターで実施される乳幼児健診において、保護者に図書館が作成した絵本の紹介冊子を配付し、子どもが乳児期・幼児期から読書に親しむことの大切さを啓発します。 2) 読み聞かせ等の実施 保健センターで実施される乳幼児健診において、親子に図書館の読み聞かせボランティアによる絵本の読み聞かせを実施し、親子と一緒に読書を楽しめる機会を提供します。併せて図書館の登録申込書等を配付し、図書館利用の拡大を図ります。	図書館 子育て支援課
10	読書活動の推進における外部人材の活用（再掲）	小学校において、地域のボランティア等の協力によって、読み聞かせやブックトークを実施します。学校からの要望に応じて図書館による研修等を行います。	指導室 図書館
11	ボランティアの育成・派遣 〈拡充〉 （再掲）	養成講座、ステップアップ講座により、読み聞かせボランティアを養成し、保健センター、学校等からの要請に応じて派遣します。また、紙の本をコンピュータ等で読めるようテキストデータ化するボランティア等、新たなボランティアの育成に取り組みます。	図書館

12	民間企業・ 団体との連 携（再掲）	民間企業・団体と共同イベントを開催する等、子ども読書活動を推進するための連携を図ります。また、「なごやほんでキフ倶楽部」の寄附の仕組みを活用し、子ども向け図書をはじめとした子どもの読書環境の整備に努めます。	図書館
----	-------------------------	---	-----

資料編

1	アンケート調査結果	33
2	各方面からの意見聴取	39
3	素案への意見聴取	41
4	策定手順	42
5	子どもの読書活動の推進に関する法律	43

1 アンケート調査結果

調査の概要

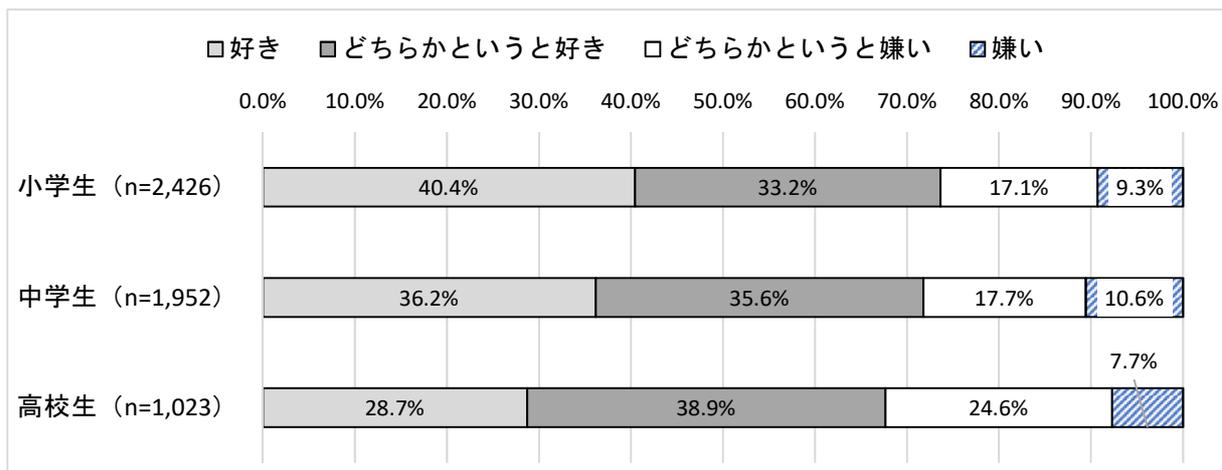
調査名	調査対象者	人数	調査時期
読書実態調査	小学4～6年生	2,433	令和4年7月
読書実態調査	中学1～3年生	1,958	令和4年7月
読書実態調査	高校2年生	1,037	令和4年9月～10月
市政アンケート調査	一般市民	859	令和4年6月～7月
	総数	6,287	

※市政アンケート調査は無作為抽出した2,000人を対象に実施。

調査結果は、各回答ごとに小数第二位を四捨五入している。

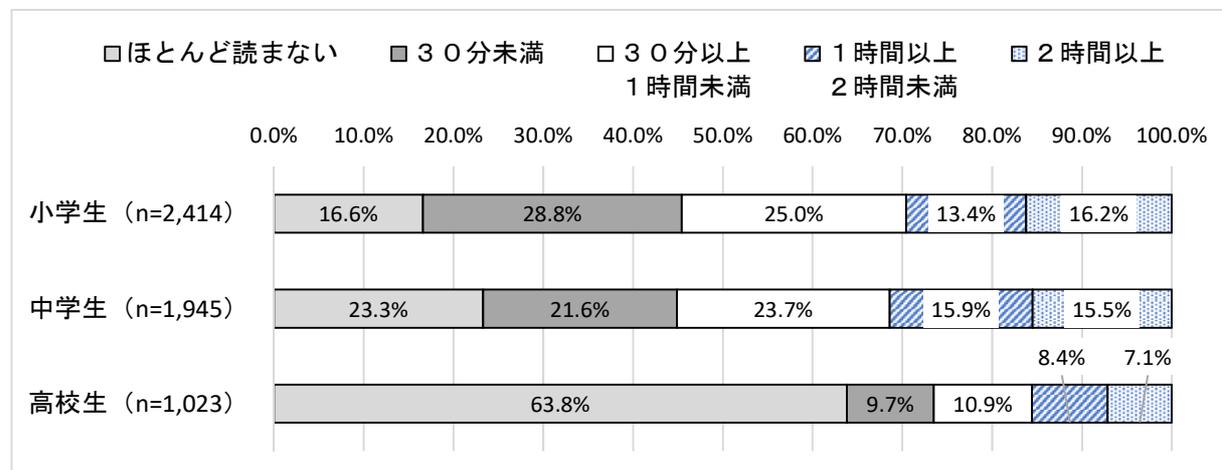
① 読書の好き嫌い

(読書実態調査)



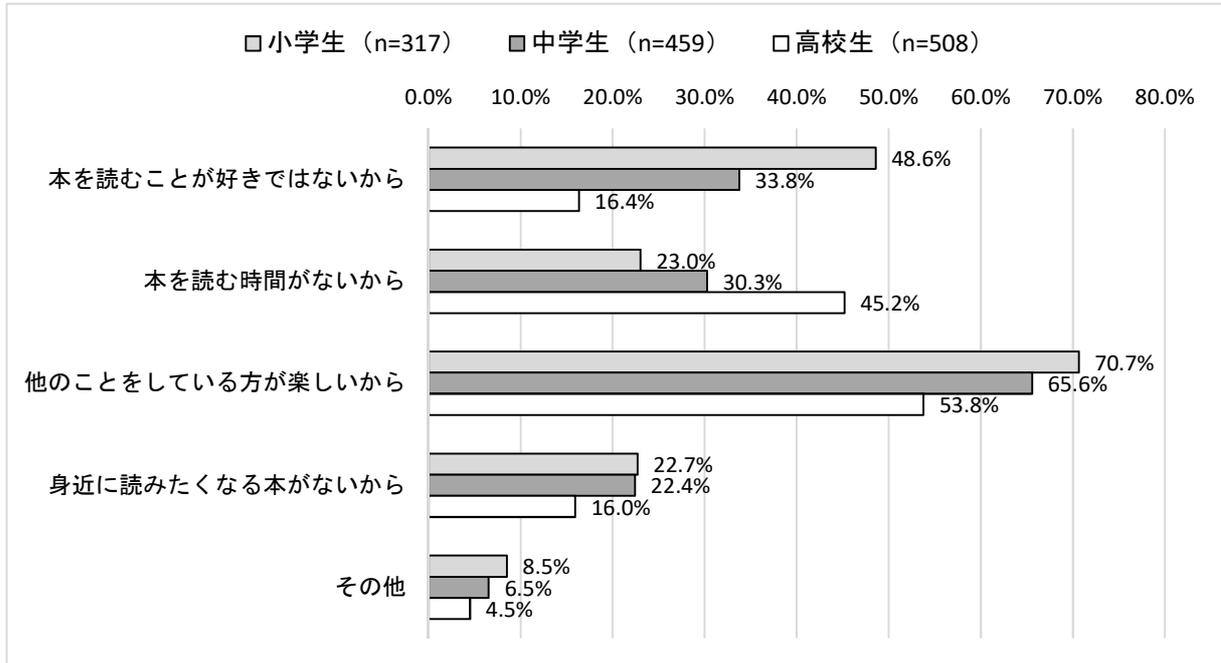
② 1週間の読書時間

(読書実態調査)



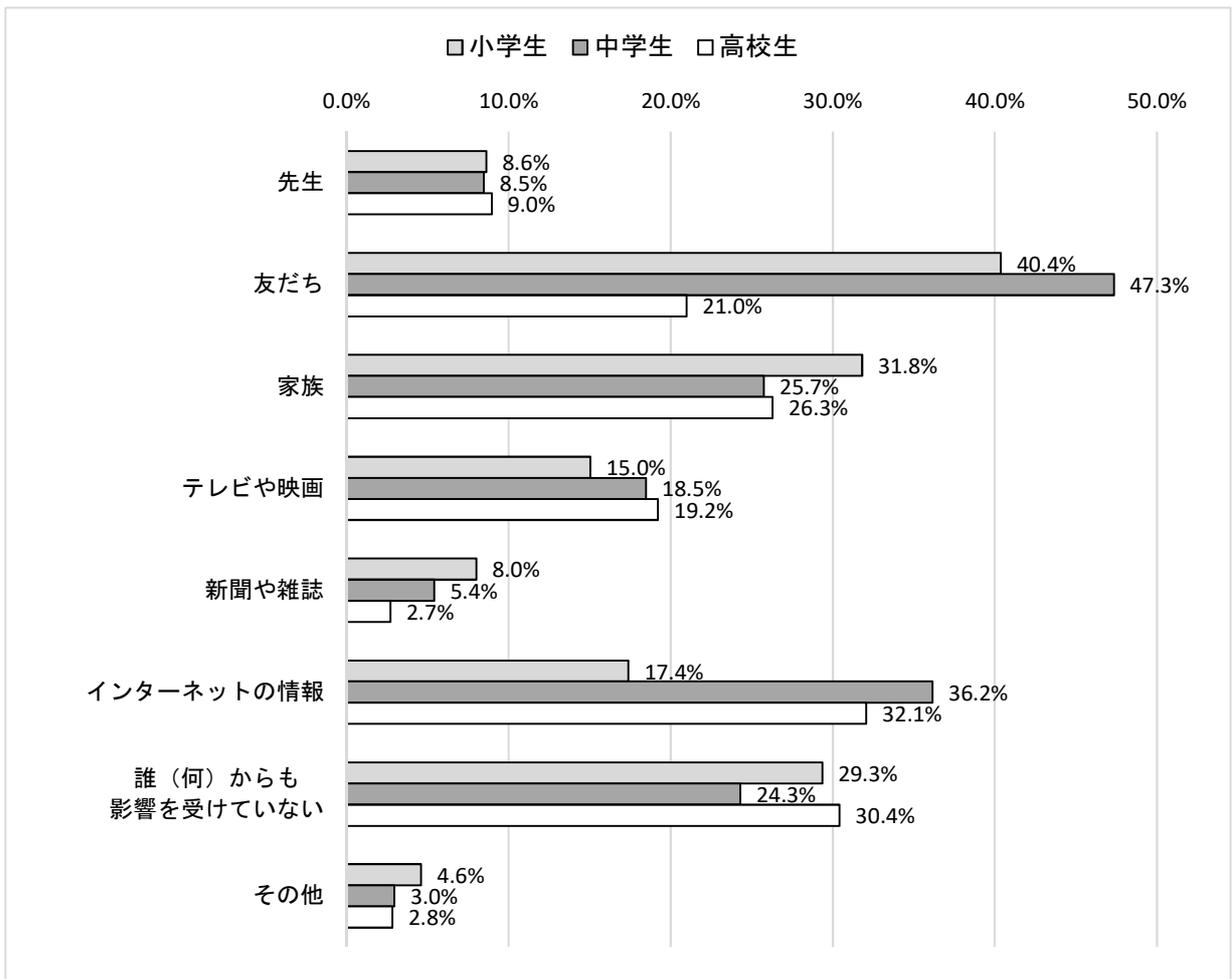
③ 本を読まない理由（複数回答可）
（ひと月に1冊も本を読まなかった人のみ回答）

（読書実態調査）



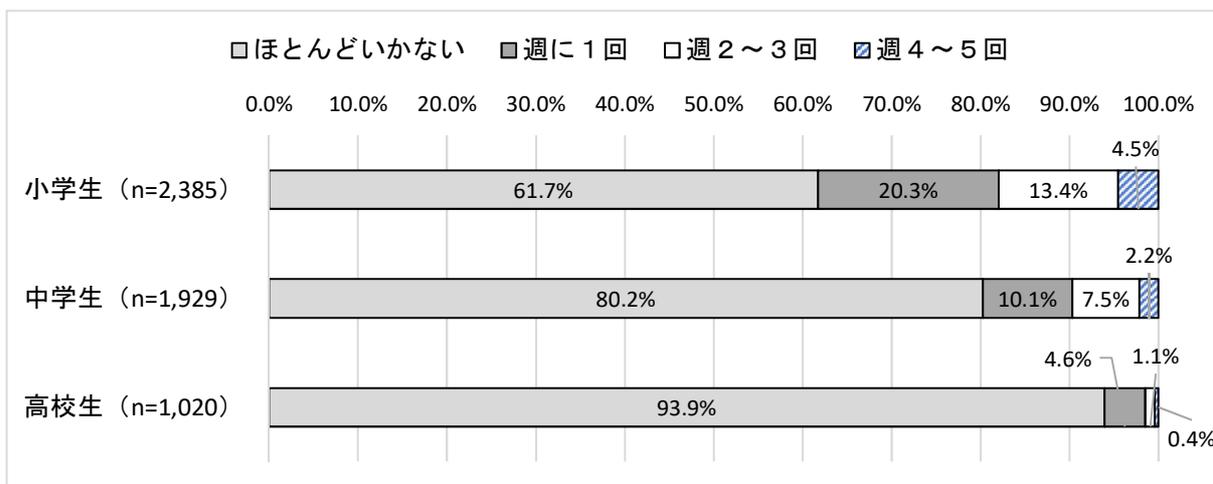
④ 読書へのきっかけ（複数回答可）

（読書実態調査）



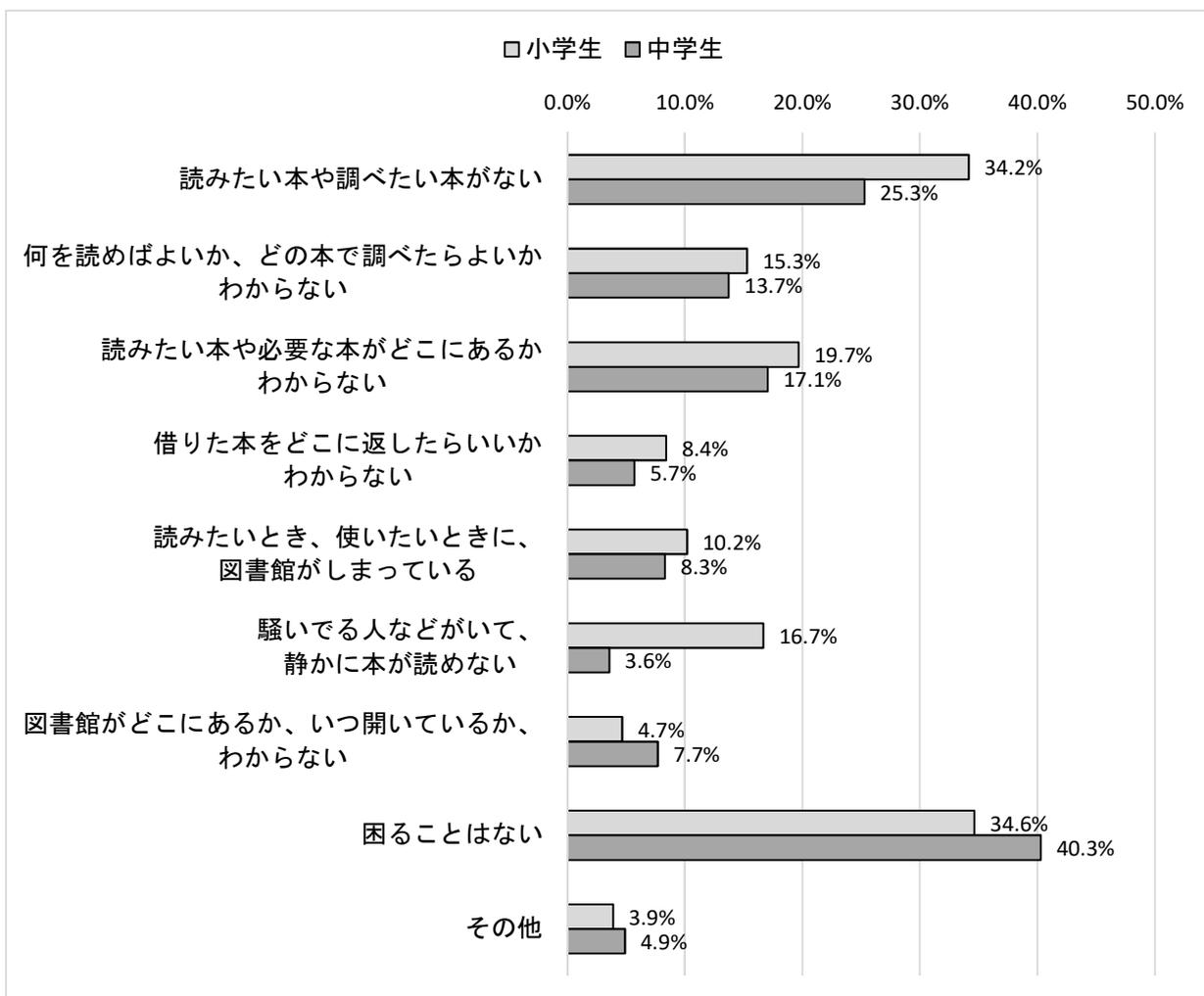
⑤ 学校図書館の利用頻度（授業以外）

（読書実態調査）



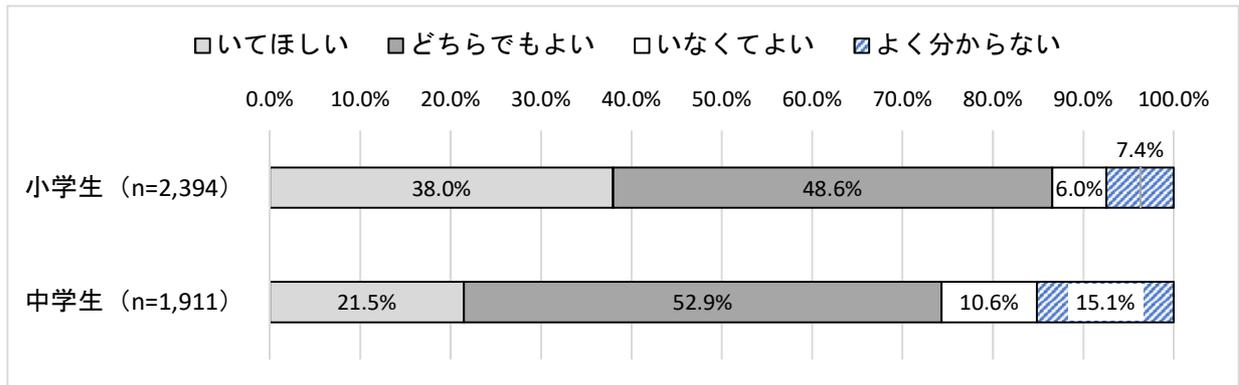
⑥ 学校図書館について困ること不便なこと（複数回答可）

（読書実態調査）



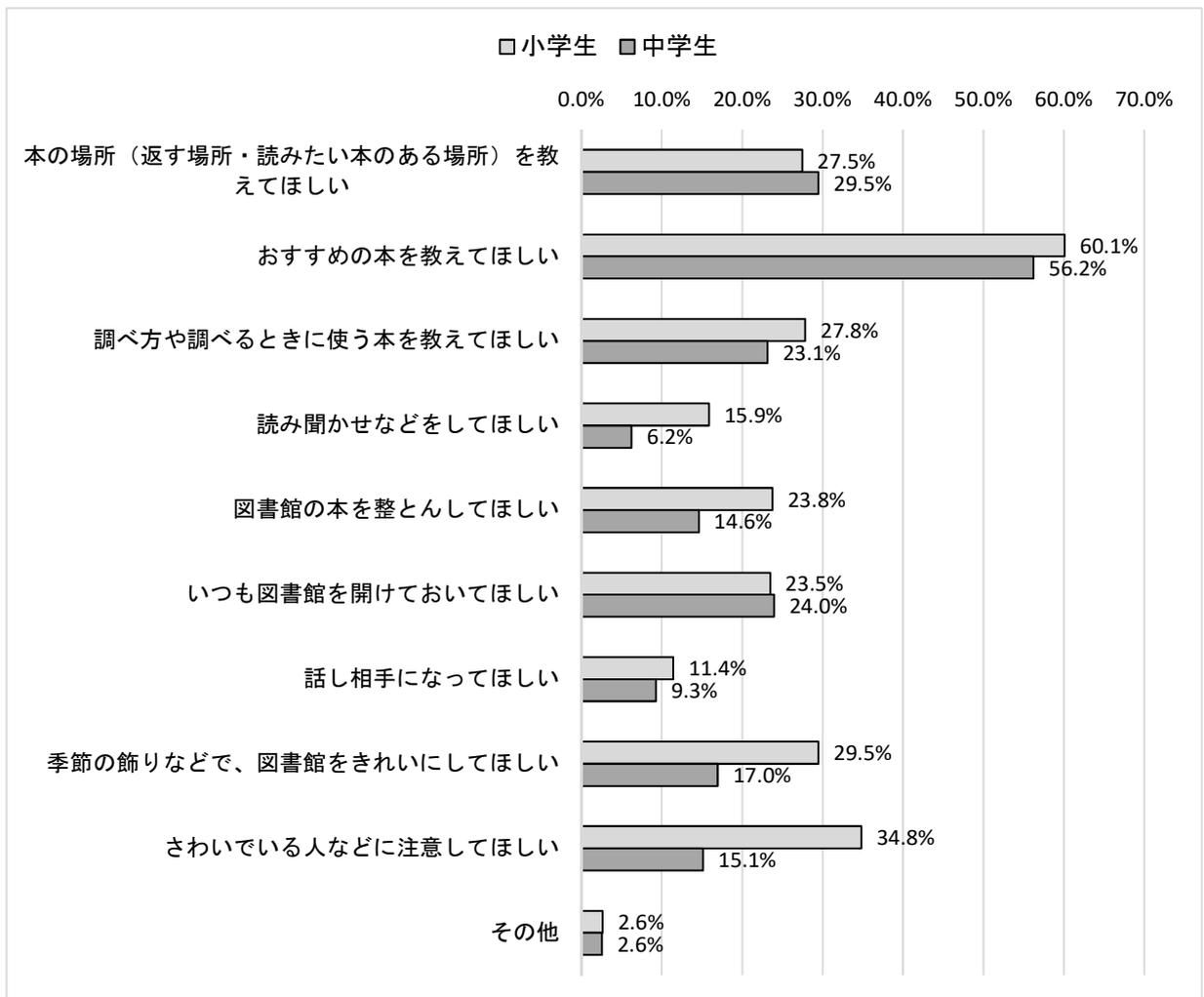
⑦ 学校司書がいてほしいか

(読書実態調査)



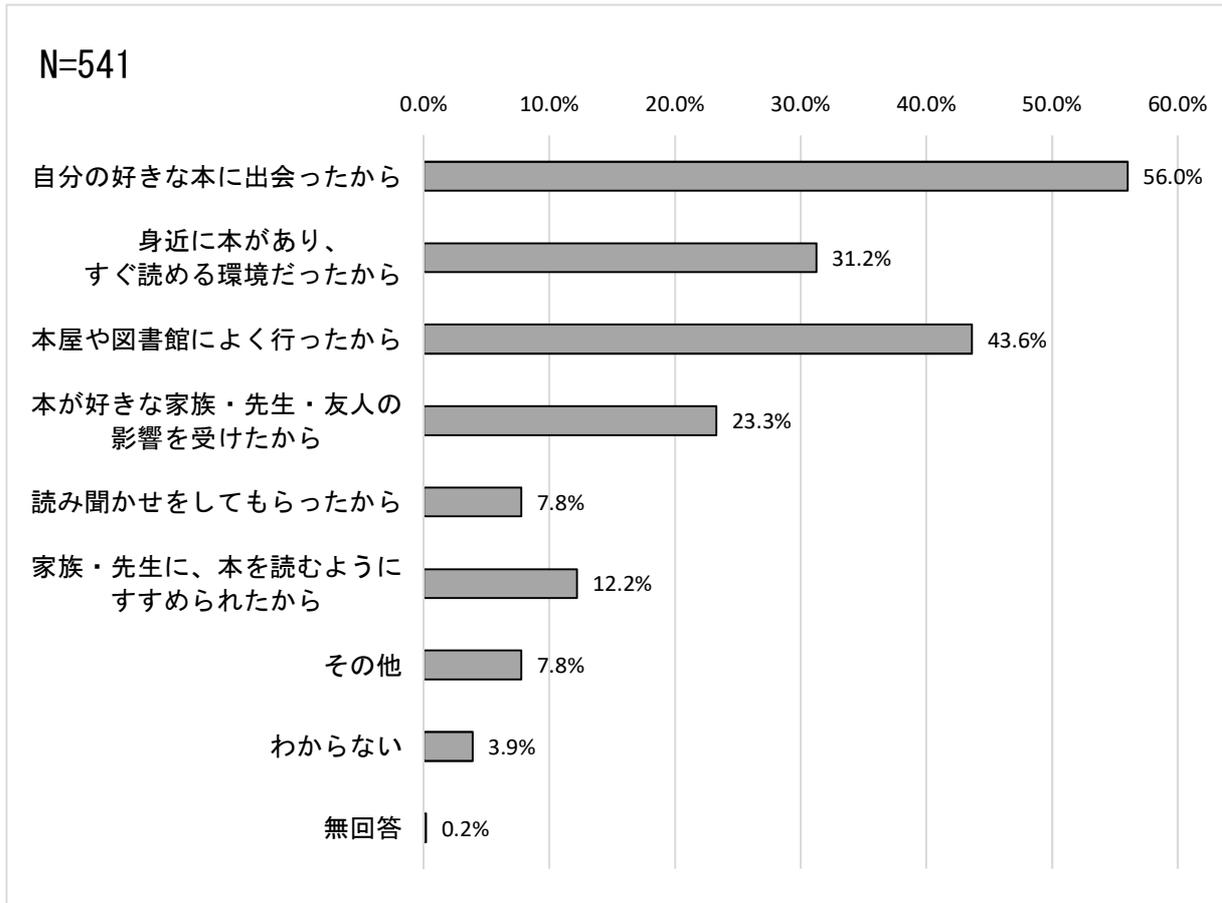
⑧ 学校司書に望むこと (複数回答可)

(読書実態調査)



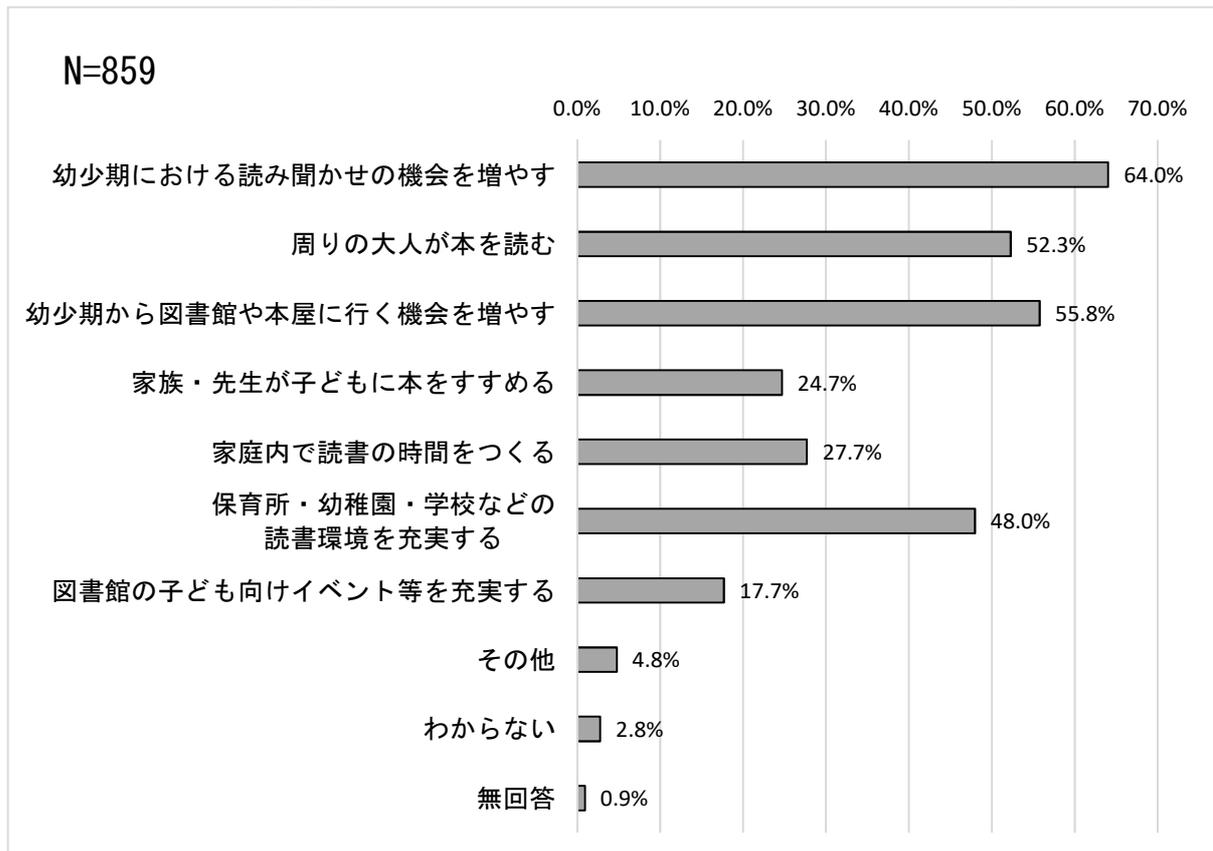
⑨ 読書が好きになったきっかけ

(市政アンケート)



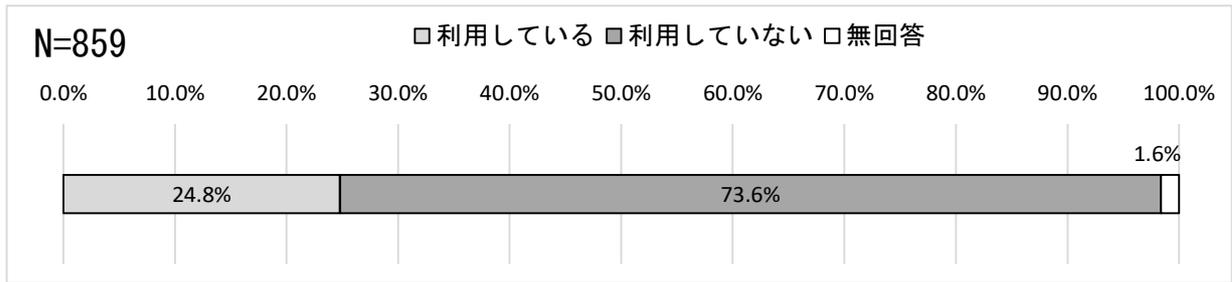
⑩ どうすれば子どもが本を読むようになると思うか

(市政アンケート)



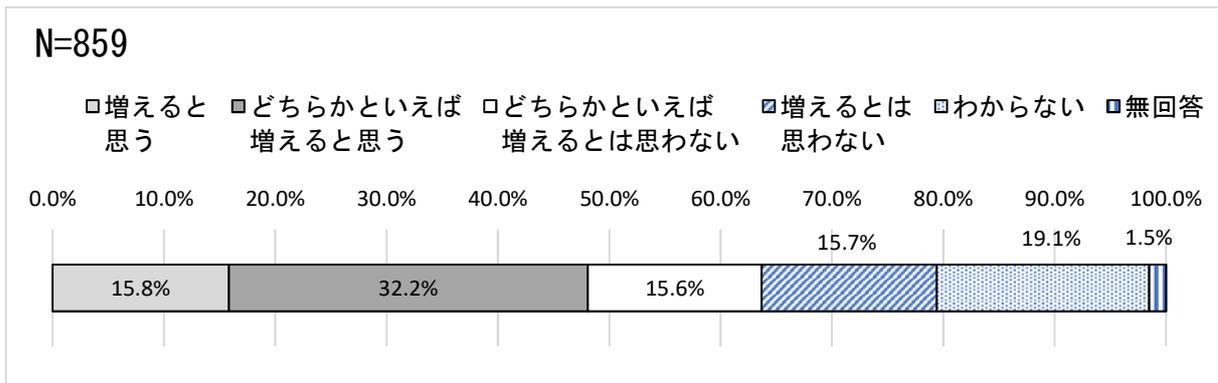
⑪ 電子書籍の利用

(市政アンケート)



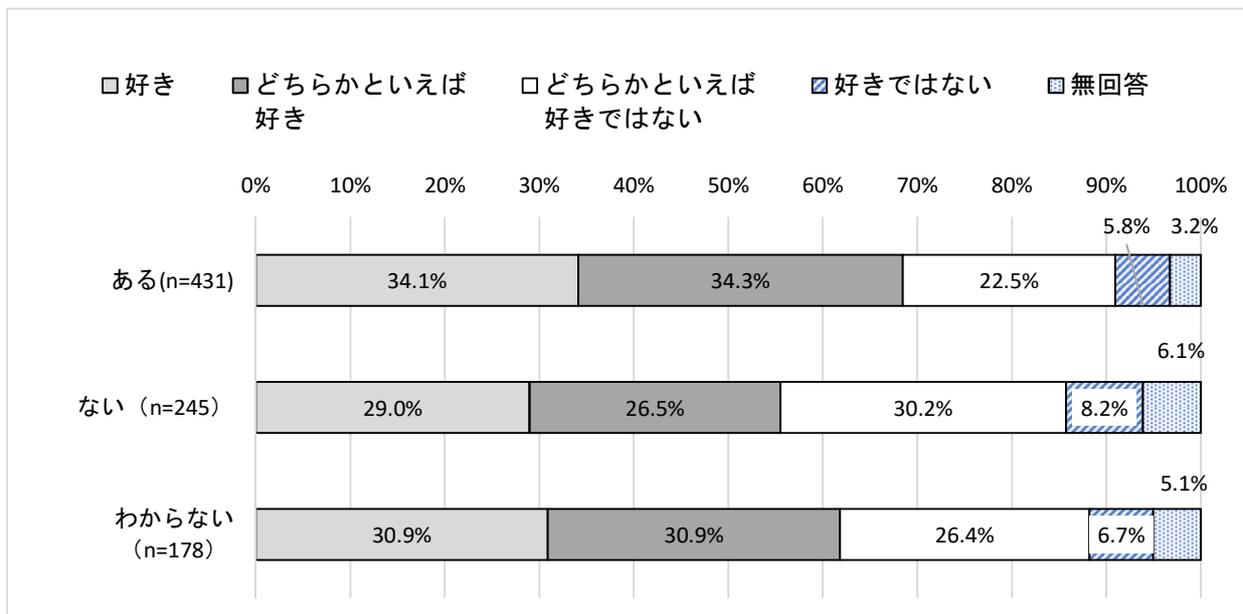
⑫ 電子書籍の普及によって読書をする子どもが増えると思うか

(市政アンケート)



⑬ 幼少期に読み聞かせを受けた経験と読書好きの関係

(市政アンケート)



2 各方面からの意見聴取

○実施時期：令和3年10月～12月

○実施団体：

<附属機関等> 図書館協議会、社会教育委員協議会

<関係団体等> 児童図書選定懇談会、学校図書館研究会、図書館ボランティア、PTA、保育所、幼稚園、トワイライトスクール 等

区 分	主 な 意 見 内 容
全体に関する意見	読み聞かせは家庭だけに任せるのではなく、社会の仕組みとして取り入れる必要がある。
	子どもが本を好きになるためには、身近な人が読書をし、読書を楽しむ姿を子どもに見せることが大切である。
	情報発信としてのSNSの効果的な活用をしてほしい。
	さまざまな障害のある児童・生徒に対応するためには、視覚的に注目しやすい大型絵本や聴覚的に注目しやすい音の出る本など、児童・生徒が読書のきっかけとなりやすい蔵書の充実を図ることが大切である。
家庭に関する意見	読書活動のメリットを保護者に伝え、知ってもらえる機会があるといいと感じた。保護者の意識を変えることで、子ども達へも還元されていくように思う。
	親による読み聞かせの機会、親子で読書に親しむ機会は重要であるため、引き続き継続してほしい。
	乳幼児の場合、保護者と一緒に絵本を通じて「楽しい」経験をすることができるようなイベントは、今後も大切にしてほしい。
地域に関する意見	子どもにあった本や、趣味・部活・学習に関わる書籍を家族や教員が紹介するとよい。
	子どもへの読み聞かせの機会をつくるなど、幼児期に絵本と触れ合う機会を多くもつと良い。

区 分	主 な 意 見 内 容
学校等に関する意見	子どもがどんな風に絵本を楽しんでいるかや園生活の中での絵本の意義等を保護者に向けて発信し、保護者自身も絵本に興味や親しみを持てるようにすると良い。
	新聞に親しむことで、活字に慣れていくだけでなく、社会情勢に目を向けるきっかけにもなると思う。活字の持つ力を理解し、新聞を読むことで読解力や構成力等も身につけさせていきたい。
	学校司書は、子どもたちの読書への興味を高める効果が極めて高い。学校司書の配置を進め、公共図書館と連携を図ることが必要である。
	子どもが興味を持てるような本の紹介やブックトークを実施してほしい。
図書館に関する意見	小学生以上の子どもに図書館司書の存在を知ってもらい、司書とのやりとりを通して幅広いジャンルの本に触れることができるようにしてほしい。
	おはなしボランティアの少ない地域では、図書館がボランティア養成講座などを開いて人材の育成をしてほしい。
	本の補修、清掃、保管など図書館の裏側を学ぶ機会があるといいと思う。
	鶴舞中央図書館等では、ティーンズコーナーを設置しているが、利用する中高生の姿が少ないのが残念であるため、もっと宣伝してもよいと思う。
	学習支援図書セットは、とても助かっているため、今後も継続してほしい。

3 素案への意見聴取

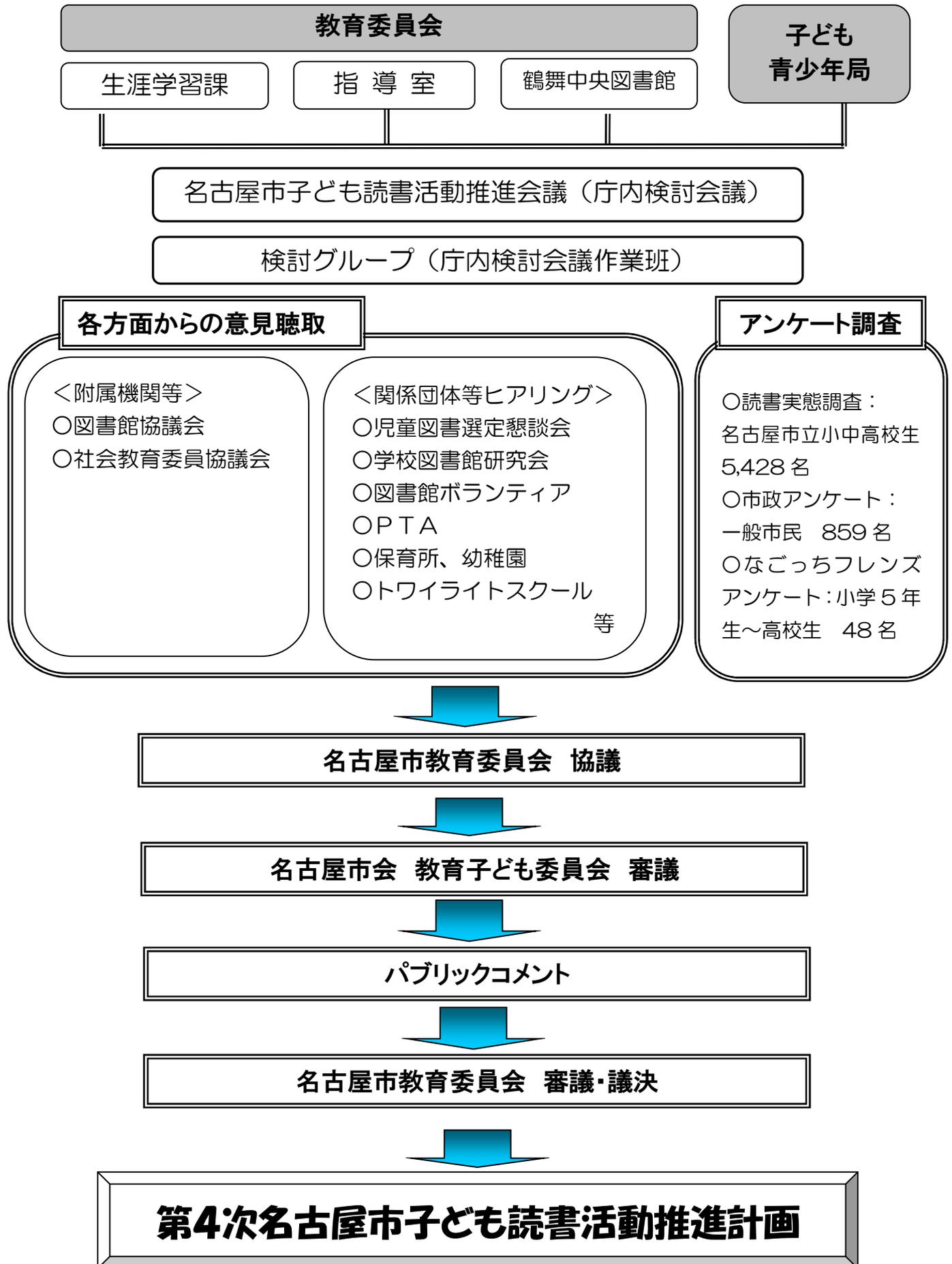
○実施時期：令和4年7月～8月

○実施団体：

<附属機関等> 図書館協議会、社会教育委員協議会、障害者施策推進協議会

主 な 意 見 内 容
読書には、小説などを読む純粹に楽しむ読書と、情報利用、勉強に役立てる読書があるが、後者の視点があまりないかと思う。
不読率の改善のためには、読書や情報収集のための本の活用を日常にしていくことが重要であると思うが、そのためには日々の授業において図書館と連携していくことが求められると思う。
大人が楽しそうに読書をしたり、読み聞かせを楽しむ、そういった視点が弱いと感じた。
不登校気味の生徒や教室に居場所が作りにくい生徒の“居場所”としても、図書室や図書館を活用してほしい。
障害当事者を入れながら、読書バリアフリー法の行動計画について考えていただきたい。

4 策定手順



5 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもが健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

第4次名古屋市子ども読書活動推進計画
～読書を通して、夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成～

発行・編集 名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電 話 (052) 972-3252
ファックス (052) 972-4178

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。